

○名寄地区衛生施設事務組合職員の給与の支給に関する規則

〔昭和42年6月24日〕
規則第2号

改正	昭和44年4月1日	規則第1号	昭和45年4月1日	規則第3号
	昭和46年2月24日	規則第1号	昭和46年12月1日	規則第2号
	昭和47年3月1日	規則第1号	昭和56年2月27日	規則第4号
	昭和58年4月1日	規則第4号	平成18年3月27日	規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、名寄地区衛生施設事務組合職員の給与及び旅費等に関する条例（昭和39年条例第5号）。以下「条例」という。）に基づき職員の給与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 削除

(他の規則の準用規定)

第3条 この規則の施行に関しては、名寄市職員の給与の支給に関する規則（平成18年名寄市規則第44号）を準用する。

附 則 (昭和42年6月24日 規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則 (昭和44年4月1日 規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則 (昭和45年4月1日 規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則 (昭和46年2月24日 規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則 (昭和46年12月1日 規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年12月1日から適用する。

附 則 (昭和47年3月1日 規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則 (昭和56年2月27日 規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則 (昭和58年4月1日 規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年3月27日 規則第2号)

この規則は、平成18年3月27日から施行する。

